

埼玉大学教育学部附属幼稚園いじめ防止基本方針

平成29年1月6日／令和7年4月1日改訂
教育学部附属幼稚園長裁定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた幼児の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものである。

幼稚園は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、園全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

なお、幼稚園では、主に、幼児期のこどもたちの実態をふまえ、いじめをしない心の基盤を育てる方針で取り組んでいく。

2 いじめの防止等に対する基本姿勢

(1) 幼児理解

- ・幼児理解の上での保育は、幼児が周りの大人を信頼し、安心して幼稚園生活を送ることにつながるにとらえ、日々の保育にあたる。
- ・日々の保育の中で、一人一人の幼児の様子をよくみて、言葉、行動、友達とのかかわり方、気持ちの状態をつかむ。
- ・担任と非常勤講師が主に保育に当たるが、園長、副園長、養護教諭は全体を見る中で、個々の幼児を理解する。
- ・全教職員で教育活動に当たるという方針で、細かなことも情報交換しながら、幼児理解に努める。

(2) 人間関係作り

- ・幼児同士のけんかや気持ちのすれ違いについては、それぞれの幼児の気持ちをつかみ、一方的に指導するのではなく、解決の方法を教師と共に考えられるようにする。
- ・体験を通して、相手の気持ちに気付き、友達との関係を学ぶ時期なので、日々の保育の中で丁寧に対応し、思いやりの心や善悪の判断の基盤が育つようにする。

(3) 教師間の共通理解と保護者との連携

- ・教師間では、研修の場だけでなく、日頃の会話の中で幼児の情報を共有できるようにする。
- ・幼児の様子と共に保育の方針を保護者にも説明し、教師も保護者も共通理解の下で、幼児を育てられるようにする。

(4) 情報公開

- ・いじめ防止基本方針は本園ホームページにも掲載し、園児や園児の保護者、及び本園関係者はもとより、世間一般にいじめ防止の方針を公表する。

3 いじめ防止等の対策組織

幼稚園におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を置く。

(1) 構成

- ・園長、副園長、教諭、養護教諭とする。
- ・必要と認める場合は、構成員以外の関係者を招集することができる。

(2) 開催

- ・定例会を各学期一回開催する。
- ・臨時委員会は必要に応じて開催する。

(3) 任務

- ・些細な兆候や懸念、幼児からの疑いに係る情報や幼児の問題行動等に係わる情報を収集する。集めた情報を集約整理し、適切に共有化を図る。〔早期発見〕
- ・いじめの疑いに係る情報があったときは、臨時委員会を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある幼児への事実関係の聞き取り、指導や支援体制の確認・実施、その他、必要に応じて対法人・外部協力機関の決定などを速やかに行う。〔早期対応・幼児への指導体制〕

4 いじめの未然防止

- (1) 社会性や思いやりなどの豊かな心を育むため、教育活動全体を通じた心の教育を推進する。
- (2) 教職員の言動が、幼児を傷つけたり、他の幼児によるいじめを助長したりすることのないよう、保育の在り方に注意を払う。
- (3) 幼児が発する小さなサインを見逃さないよう努めるとともに、幼児や保護者が相談したいという信頼関係を築いていく。

5 いじめの早期発見

- (1) 些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確かな関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
 - ・日頃から幼児をしっかり見守り、幼児が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう常に意識し、些細な兆候や懸念、幼児からの訴えは副園長を通し、園長に報告・相談する。
 - ・いじめの兆候や懸念があるときは、その都度、聞き取りを実施し、早期の実態把握に努める。
 - ・園内巡視等において幼児が生活する場の異常の有無を確認する。
 - ・教職員がいじめに関する相談を行うことができる園内・園外の窓口の整備を行う。
- (2) 幼児がいじめを訴えやすい体制を整える。
 - ・日頃から幼児との信頼関係を築くとともに、折に触れて悩みや心配・不安があればすぐに相談するよう働きかけておき、幼児が悩みや心配・不安を教員に相談しやすい雰囲気作りを行う。
- (3) 家庭や地域と連携して幼児を見守る。
 - ・家庭との連絡を密にし、幼児の変化や危険信号についての情報交換を早期・意識的に行う。
 - ・保護者が気軽に園に相談できるよう、担任はもちろん、副園長、園長も随時相談に応じる体制を取っていることについて、周知に努める。
 - ・個人面談の際には、対人関係等について気になる点がないか尋ね、保護者が抱えている心配や不安がないか配慮する。

6 いじめの対応

- (1) いじめが発生したと認識した場合は、迅速かつ組織的な対応を行う。
- (2) いじめを受けた幼児やいじめを知らせてきた幼児の安全・安心を確保する。
- (3) あらゆる手段を尽くして迅速に事実確認のための情報収集を行う。
- (4) 教職員間における共通理解を行う。
- (5) 保護者への適切な連絡と連携を図る。
- (6) 関係機関との適切な連携や情報の共有を図る。

7 教職員の資質の向上

いじめに関する園内研修を実施するとともに、園外で行われる研修にも可能な限り参加し資質の向上を図る。